

医療給付と介護サービスを利用している世帯の 負担を軽減する制度が始まりました。

<高額医療・高額介護合算療養費制度>

- 世帯内の長寿医療制度の加入者の方全員が、一年間に支払った長寿医療と介護保険の自己負担額を合計し、限度額を超えた場合に、その超えた金額（500円を超える場合に限る。）を支給します。
- 申請は、お住まいの市町村の担当窓口で受け付けます。

～詳細は次頁をご覧ください。～

～このように負担が軽減されます～

- **これまで**は、例えば、1年間で、長寿医療で25万円、介護保険で25万円を支払い、**年間の負担が50万円であったものが、**



- **これからは**、年間50万円を支払った後、支給の申請をすると、**限度額：31万円**（世帯員全員が市町村民税非課税の場合）を超えた金額（19万円）をお返しすることにより、**年間の負担が31万円にとどまります。**

平成20年度分の支給要件・支給額

- この制度は、毎年8月からその翌年の7月末までの長寿医療と介護保険の自己負担額をもとに支給額を計算しますが、平成20年度分は、次のように支給額を計算します（平成20年4月から制度が開始されたための特例）。
 - (1) 世帯内の長寿医療制度の加入者の方全員が、平成20年4月から平成21年7月末までに支払った長寿医療・介護保険の自己負担額の合計額が下の表の「限度額(1)」を超える場合に、その超えた額。
 - (2) 平成20年8月から平成21年7月末までの自己負担額の合計額が、下の表の「限度額(2)」を超える場合には、その超えた額。
 (1)と(2)とを比べ、大きい額（500円を超える場合に限る。）を後日、支給します。

区 分	限度額(1)	限度額(2)
① 被保険者証の負担割合が「3割」となっている方（現役並み所得者）	89万円	67万円
② ①・③・④以外の方（一般）	75万円	56万円
③ 世帯員全員が市町村民税非課税の方（低所得Ⅱ）	41万円	31万円
④ ③のうち、世帯員全員の各所得（年金収入は80万円以下）が0円の方（低所得Ⅰ）	25万円	19万円

※申請手続きは、平成21年8月からの予定です。

申請手続きについての留意点

- 次に該当する方については、お住まいの市町村の担当窓口のほか、転居前の市町村や、以前加入していた医療保険制度の保険者へのお手続きが必要となります。
 - ◆ 平成20年4月から平成21年7月末までの間に、
 - ・市町村を越える転居をした方
 - ・他の医療保険制度から長寿医療制度に移られた方
- 上記の支給要件を参考にして、支給の対象となるかどうかご確認いただき、具体的な手続きやご不明な点について、お住まいの市町村の担当窓口までご相談ください。